

## 京都府食品衛生関係行政処分等取扱要領

### I 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号。以下「ふぐ条例」という。）（以下「法律等」という。）の規定に基づき、知事及び保健所長（以下「保健所長等」という。）が行う営業許可等の取消し又は営業等の禁止若しくは停止その他必要な処分（以下「行政処分」という。）について必要な事項を定め、公正の確保を図るものとする。ただし、他に特別の定めがあるときはこの限りではない。

### II 行政処分の基本方針

法律等違反行為による飲食に起因する衛生上の危害発生の除去及び防止の観点から、その行為者に対し行政処分を行う。なお、その実施に当たっては、当該違反者の故意又は重大な過失等の有無、当該違反による健康影響の程度等を勘案して総合的に判断し、時機を逸することなく公正、的確かつ厳正に行うものとする。

また、行政処分の実効性を確保するため、必要に応じて、複数の行政処分を同時に行うものとする。

なお、行政指導に応じない無許可営業者、行政処分により改善が見込めない、又は行政処分に従わない等悪質な営業者等に対しては告発を行うものとする。

### III 廃棄処分及び危害除去処置命令

法第59条並びに法第68条第1項及び第3項の規定において準用する法第59条の規定に基づき保健所長等が行う廃棄処分及び危害除去処置命令については、次のとおり行うものとする。なお、行政処分を行おうとする場合は、事前に生活衛生課等と十分な事前協議を行うこと。

#### 1 廃棄処分及び危害除去処置命令に係る取扱い

##### (1) 廃棄処分

廃棄処分は、違反があった食品等の食品衛生上の危害の発生を除去するために必要な処置とし、再製、転用、返品等が不適当な場合に行うものとする。

##### ア 廃棄命令

廃棄命令は、違反食品等の再製、転用、返品等が不適当と判断されるときに、「廃棄命令書」（様式第1号）により行うものとする。

##### イ 即時強制による廃棄

不良又は法に違反することが明らかな食品を発見し、当該食品による食品衛生上の危害の発生を防止するためには、直ちにその場で廃棄する以外に方法がない

場合、監視員は当該食品を廃棄することができる。

## (2) 危害除去処置命令

### ア 取扱改善命令

取扱いに係る衛生上の取扱改善命令は、管理運営について改善を行わせる必要があると認められるときに、「取扱改善命令書」（様式第2号）により行うものとする。

### イ 販売禁止命令

販売禁止の命令は、当該違反食品等が販売の過程にある場合に行うもので、違反食品等を廃棄処分にする必要がなく、販売を禁止すれば足りると認められるときに、「販売禁止命令書」（様式第3号）により行うものとする。

なお、販売禁止処分を行った違反食品等については、次のとおり取扱うこととする。

#### (ア) 再製

再製が可能であり、当該業者が再製を行おうとする場合には、当該業者から「再製・転用願」（様式第4号）の提出を受けるものとする。再製品については、業者に法に基づく登録検査機関等で検査させ、法等に基づく基準に適合すると判断される場合にのみ、当該再製品の販売を認めるものとする。

#### (イ) 転用

再製は不可能であるが食品等以外の用途に転用が可能であり、当該業者が転用を行おうとする場合は、当該業者から「再製・転用願」（様式第4号）の提出を受け、当該違反食品等の転用を認めるものとする。

なお、転用を認めたときは、事後に、当該業者に、転用したことを証明する書類を添付し、転用したことの報告をさせることとする。

#### (ウ) 返品

違反食品を返品する場合は、保健所は生活衛生課に連絡し、数量等を確認の上封印したまま返品させるものとする。

#### (エ) 任意廃棄

販売禁止命令を行った違反食品等について、当該業者から廃棄したい旨の意思表示があった場合は、「廃棄・任意廃棄書」（様式第5号）の提出を受け、任意廃棄させるものとする。

### ウ 使用禁止命令

使用禁止の命令は、当該食品等が製造又は使用の過程にある場合に行うもので、その処理については、前記イに準じて行うものとする。

### エ 回収及び移動禁止命令

違反食品等が広範囲に流通しており、その回収に相当の日数を要するとき又は試験検査を必要と判断したときは、当該業者に「回収命令書」（様式第6号）

又は「移動禁止命令書」（様式第7号）により命令を行い、その後に必要な行政処分を行うものとする。

## 2 廃棄処分等の対象となる営業者

(1) 廃棄処分及び危害除去処置命令並びに3に規定するこれらの行政処分の前段の処置は、次の順位により該当する営業者に対して行うものとする。

ただし、同一違反事件について違反した営業者が府内（京都市域を除く。）に二以上ある場合には、原則として一の営業者に対して行うものとする。

ア 違反が確認された食品等の製造業者が府内にある場合は、府内の当該製造業者

イ 当該違反等の製造業者が府外にある場合は、府内の主たる当該販売業者

ウ 当該違反食品等の製造業者及び販売業者の主体が府外にある場合は、府内の主たる営業所（支社、出張所を含む。）、当該営業所がない場合は当該小売業者

(2) 当該違反食品等の製造業者が倒産等により存在しない場合は、主たる当該販売業者、当該販売業者が存在しない場合は当該小売業者

(3) 当該違反食品等の製造業者が製造販売した時点において違反事実が認められない場合、その後の販売業者に責任があると判明したときは、当該販売業者又は小売業者

## 3 廃棄処分等の前段の処置

廃棄処分及び危害除去処置命令を行うに当たっては、事前に次の処置を行うものとする。

(1) 違反食品等は、数量、仕入先及び製造業者を確認し、飲食、使用又は販売の用に供されることのないように、封印テープ等により封印し（年月日及び職氏名を記入し捺印すること。）、「保管・任意保管請書」（様式第8号）を徴し、廃棄処分等の執行が完了するまでの間保管させるものとする。

なお、当該違反食品が腐敗、変敗等により処分執行までの間保管することが困難であると認められるときは、生活衛生課と協議の上、事前に「廃棄・任意廃棄書」（様式第5号）を徴し廃棄させることができる。

(2) 違反の疑いがあり、引き続き調査を必要とするときは、帳簿及びその他の物件を調査が終了するまでの間、「保管・任意保管請書」（様式第8号）を徴し、証拠となる当該食品を任意に保管させることができる。

(3) (1) 及び (2) の処置は、原則として営業者を管轄する保健所の監視員が行うものとする。

## IV 営業等の停止及び禁止、営業許可等の取消し並びに施設の改善命令

### 1 営業等の停止

法第60条、法第61条並びに法第68条第1項及び第3項の規定により準用される法第60条及び法第61条の規定に基づき保健所長が行う営業等の停止は、原因の究明及び除去、施設の改善、その他衛生上の必要な措置に要する期間を定めて次のとおり行うものとする。

(1) 営業等停止の命令

営業の停止の命令は「営業停止命令書」（様式第9号の1）、業務の停止の命令は「業務停止命令書」（様式第9号の2）により行うものとする。

(2) 営業等停止の期間

法の営業等停止日数（以下「停止日数」という。）は、次に掲げる項目に必要な日数を勘案し、別表1により決定する。ただし、Vで定める規定により営業等の停止日数を加重又は軽減することができるものとする。

- ア 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数
- イ 施設の改善及び違反食品等の回収に要する日数
- ウ 従業員の教育、衛生措置基準等の遵守に要する日数
- エ その他必要な措置に要する日数

2 営業等の禁止

法第60条、法第61条並びに法第68条第1項及び第3項の規定により準用される法第60条及び法第61条の規定に基づき保健所長が行う営業等の禁止は、営業者等が法律等違反の原因の改善、再発の防止対策、その他必要な衛生上の措置を執ることができないと考えられる場合、又は営業者等から当該措置を執るための計画書の提出がなく、当該措置を執るために必要な期間を予測することができない場合、又は営業許可等を取消すまでに至らないが違反行為が重大又は悪質な場合に、営業等の全部又は一部について「営業禁止命令書」（様式第10号1）、「業務禁止命令書」（様式第10号の2）により行うものとする。

3 営業許可等の取消

法第60条、法第61条並びに法第68条第1項及び第3項の規定により準用される法第60条及び法第61条の規定に基づき保健所長が行う営業許可等の取消は、営業を継続することが食品衛生上きわめて危険であり、かつ、社会的影響が大きいと認められる場合に、「営業許可等取消命令書」（様式第11号）により法に基づく営業許可の取消を行うものとする。

4 施設の改善命令

法第61条並びに法第68条第1項及び第3項の規定により準用される法第61条に基づき、法第54条及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する

る条例（平成12年京都府条例第5号）第4条に基づく施設基準に合致させるために、整備改善を要すると認められる場合に保健所長が行う施設の改善命令は、「施設改善命令書」（様式第12号）により法律等に定める施設基準に合致させるための期間を定めて行うものとする。

なお、その期間の算定は、整備改善箇所の規模、又は食品衛生上の安全を確保するために必要と認められる期間を十分に考慮して行うものとする。

また、施設の改善命令は、公衆衛生上の緊急な処置が必要な場合を除き、次の措置を経た後に行うものとする。

ア 監視員が交付する「監視指導票」（様式第13号）による指導

イ アにより改善がなされない場合は、保健所長名等組織により交付する「監視指導票」（様式第14号）による指導

ウ イにより依然として改善がなされない場合は、保健所長名等組織により交付する「改善勧告書」（様式第15号）による指示

## 5 免許の取消等

### (1) 免許の取消

ふぐ条例第17条の規定に基づき知事が行うふぐ処理師の免許の取消は、免許を受けていることが公衆衛生上適当でないとして認められる者について、「ふぐ処理師の免許取消命令書」（様式第16号）により行うものとする。

### (2) ふぐの処理に従事することの停止

ふぐ条例第17条の規定に基づき知事が行うふぐの処理に従事することの停止は、ふぐ処理師がふぐの処理に従事することを継続することが食品衛生上きわめて危険であり、かつ、違反行為の社会公共に及ぼす影響が大きいと認められる者について、別表4に基づき、原因の究明及び除去、その他衛生上の必要な措置に要する期間を定めて、「ふぐの処理に従事することの停止命令書」（様式第17号）により行うものとする。

## V 営業等停止期間の加重及び軽減

### 1 加重

次のいずれかに該当するときは、停止日数の加算を行うことができる。

ア 法の違反条項が、同一法の中で二つ以上適用されるときは、それらのうちの最も長い停止日数に他の違反に対する停止日数の2分の1以内の日数を加算する。

イ 営業等停止処分を受けた後、当該処分が終了した日の翌日から起算して2年以内に再び同じ適用条項の違反を繰り返したときは、その違反の停止日数に当該日数の3分の2以内の日数を加算する。

ウ 保健所長が、事件等の拡大防止の観点から、営業者又は食品の供給者に対して営

業等又は食品の提供の中止を指導したにもかかわらず、営業等又は食品の提供を行い、事件を再発又は拡大させたときは、その違反の停止日数に当該日数の3分の2以内の日数を加算する。

## 2 軽減

次のいずれかに該当するときは、営業等停止日数の減算を行うことができる。

なお、減算の日数は、停止日数の3分の2未満とする。

ア 営業等の停止処分が行われる以前に営業者において自主的に休業し、事件拡大防止等の措置を行った場合（この場合、減算日数は休業した日数とする。）

イ 原因食品、病因物質及びその汚染経路が判明しており、危害の除去がなされ、再発のおそれがない場合

## VI 営業等の禁止の解除

法第60条、法第61条並びに法第68条第1項及び第3項の規定により準用される法第60条及び法第61条の規定に基づく営業等の禁止処分の継続中にその禁止事由が消滅した場合に保健所長が行う営業等の禁止の解除は、「解除命令書」（様式第18号）により速やかに解除命令を行うものとする。

## VII その他

### 1 報告

保健所長は、行政処分を執行しようとする場合には、生活衛生課と十分に事前協議し、その処理経過等を健康福祉部長に速やかに報告するものとする。

### 2 聴聞及び弁明の機会の付与

保健所長は、行政処分を執行しようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）に従い、次のいずれかの区分により意見陳述の機会のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に行政処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

ア 聴聞（様式第19号）

（ア）営業許可の取消をしようとするとき

（イ）その他保健所長が必要と認めるとき

イ 弁明の機会の付与（様式第20号）

アに該当しないとき

### 3 告発の取扱い

保健所長は、故意又は悪質と認められる事由により重大な健康被害が発生するなど、

法第81条から第83条まで、及び法第88条、ふぐ条例第20条から第23条に規定する罰則の適用が必要であると認められるときは、生活衛生課長と協議の上、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により、営業者等を告発することとする。（様式第21号）

#### 4 公表の取扱い

保健所長が行政処分を執行した場合の、食品衛生法第69条の規定に基づく法違反者等の公表に関する取扱いについては別途定める。

#### 5 受領書の取扱い

各命令書を交付した時は、対象営業者等から受領書（様式第22号）を受け取ること。

附則 この要領は、平成28年5月16日から実施する。

この要領は、平成28年6月29日から実施する。

この要領は、平成29年9月14日から実施する。

この要領は、令和2年6月1日から実施する。

この要領は、令和3年6月1日から実施する。

## 別表1 営業停止日数の算出

別表2に定める算出基礎により、次の計算式で違反点数を定め、別表3の換算表により基本となる営業停止日数を算出する。

$$\text{違反点数} = \text{違反区分の点数} \times \text{業態区分の点数} \times \text{動機の点数} \times \text{様態の点数}$$

## 別表2 違反点数の算出基礎

### (1) 違反区分の点数

違反条項	違反条項の規定内容	措置命令	営業停止等	違反区分の点数
第6条	不衛生食品等の販売の禁止	第59条	第60条	3
第7条第1項～ 第3項	新開発食品等の販売の禁止		第60条	3
第8条第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出		第60条	1
第9条第1項	特定地域等において採取等された食品等の採取等の禁止	第59条	第60条	1
第10条	病肉等の販売等の制限	第59条	第60条	3
第11条	食品又は添加物の輸入の制限	第59条	第60条	3
第12条	添加物等の販売等の制限	第59条	第60条	3
第13条第2項	規格・基準に不適合な食品等の販売等の禁止	第59条	第60条	2
第13条第3項	一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止	第59条	第60条	2
第16条	有害器具等の販売等の禁止	第59条	第60条	2
第17条第1項	特定の器具等の販売等の禁止	第59条	第60条	1
第18条第2項	規格・基準に不適合な器具等の販売等の禁止	第59条	第60条	1
第18条第3項	器具等の規格に合わない原材料の使用禁止	第59条	第60条	1
第19条第2項	表示基準に不適合な器具又は容器包装の販売等の禁止		第60条	2
第20条	虚偽・誇大な表示又は広告等の禁止	第59条	第60条	2
第25条第1項	製品検査合格以前の食品等の販売等の禁止		第60条	1
第26条第4項	命令検査合格前の食品等の販売等の禁止		第60条	1



第 48 条第 1 項	食品衛生管理者の設置義務		第 60 条	1
第 50 条第 2 項	有害物質の混入等の措置基準		第 60 条	1
第 51 条第 2 項	基準に従って定めた公衆衛生上必要な措置の遵守義務		第 60 条	1
第 52 条第 2 項	器具等の適正製造規範の遵守義務		第 60 条	1
第 53 条第 1 項	器具等の販売における情報伝達義務		第 60 条	1
第 54 条	営業施設の基準		第 61 条	1
第 55 条第 2 項	営業者の欠格事項		第 60 条	1
第 55 条第 3 項	営業許可条件		第 60 条	1

(2) 業態区分の点数 ※ 違反のあった食品や違反原因等に着目し、業態区分を決定する。

業態区分	規模（施設全体での製造数量等）	業態区分の点数
食品製造業及び加工業	10,000 個／日以上	3
	1,000～9,999 個／日	2
	999 個／日未満	1
飲食店営業 （給食を含む）	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上	2
	その他	1
食品販売業		1
その他		1

(3) 動機の点数

動機	動機の点数
故意又は悪質と認められる場合	3
重過失	2
過失又はその他	1

(4) 様態の点数

様態	様態の点数
違反行為によって、死者が発生するなど重大な健康被害が発生し、かつ、食品衛生に関する府民の信頼を失墜させるなど多大な社会的影響を及ぼした場合	3
違反行為によって、重大な健康被害の発生、又はそのおそれがあった場合	2
その他	1

**別表3 営業停止日数換算表**

違反点数	営業又は業務停止日数
1～3	3
4	4
6	5
8	6
9	7
12	8
16	9
18	10
24	11
27	12
36	13
54	14
81	15

**別表4 ふぐ条例第17条関係**

違反条項	規定違反内容	従事停止日数
第3条第2項	海外で処理されたふぐの虚偽確認	2
	海外で処理されたふぐの確認に際し、ふぐ毒を原因とした重大事故を発生させたとき	3
第4条	有毒部位の調理加工販売	3
第6条第1項	不正な手段による免許の取得	3
第6条第5項	免許証の他人への譲渡、貸与	2
第16条	第10条（処理における遵守事項）違反に対する指示への違反	2